

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

「奨学のための給付金の支給に関する事務」において入手可能な生活保護関係情報の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の情報照会を行った場合について、生業扶助(高等学校就学費)の情報を一律取得できるような措置を行うこと。
具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者(親権者)のマイナンバーに紐づけるよう規定すること。なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「奨学給付金」は、高校生のいる生活保護受給世帯等に対して、授業料以外の教育費(学用品等)を支給する制度である。

「奨学給付金」の給付単価を決定するにあたり、「奨学のための給付金交付要綱」に基づき、生活保護法に基づく生業扶助(高等学校就学費)の受給の有無を確認する必要がある。

そのため、当県ではこれまで生活保護受給世帯に対して、「生業扶助受給証明書」の提出を求めてきた。

しかし、平成31年4月から、「マイナンバー法」及び「当県マイナンバー条例」に基づき、「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して生活保護情報を取得することが制度上では可能となった。

【支障事例】

生活保護法に基づく生業扶助の受給情報は、福祉事務所によって保護者に紐づいている場合と高校生本人に紐づいている事例がある。

この場合、「奨学給付金」申請者となる保護者から取得したマイナンバーを利用して福祉事務所に情報照会を行っても、高校生本人に生業扶助の受給情報が紐づいている場合は、生業扶助の受給情報が確認できない。

そのため、当県では、現状においても、「生業扶助受給証明書」の提出を申請者に求めており、申請者の負担となっている。

加えて、申請窓口の高等学校においても、事務職員による添付書類の確認や、不足書類の提出依頼などが必要となり、負担となっている。

結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。

(参考)過去3年間 当県での生活保護受給世帯に対する「奨学給付金」支給件数

H29:1,652件 H30:1,626件 R01:1,421件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「奨学給付金」申請者から取得したマイナンバーを利用して、生業扶助の受給情報が一律照会できるようになる。結果として、受給証明書の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発

行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。

根拠法令等

奨学のための給付金交付要綱別表、生活保護法第 36 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、兵庫県、鳥取県、高知県

○当課においても、「奨学給付金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、生業扶助の受給情報が一律に照会できるようになれば、申請者、学校、福祉事務所、行政の負担軽減につながる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

マイナンバー情報連携システム上は、生業扶助により就学等している者（以下、「生徒」という）を明確化できるよう、基本的には生徒が個人単位で登録されているものと承知している。このため、生徒本人のマイナンバーを合わせて取得することにより、現行においてもマイナンバーを利用した情報連携が可能である。

一方で、奨学給付金制度においては、親権者である保護者等（保護者等がない場合は主たる生計維持者等）の課税状況を確認することになっているため、現状は、給付事務において、生徒本人のマイナンバーは取得できないこととなっている。したがって、次年度の取扱いにおいて、生業扶助の受給情報が生徒本人に紐付いている場合には、生徒本人のマイナンバーを取得することも可能とする。

なお、生活保護制度においては、住民票上の世帯状況にかかわらず、同一の住居に居住し、生計を一にしている者を同一世帯と認定しており、かつ、同一世帯に属していると認定されるものでも世帯の状況等を考慮し、法の目的を実現できないと認められる場合に世帯分離の取り扱いをしており、その結果、必ずしも親権者が生徒本人と同一世帯として保護の対象になるものではないことから、親権者のみのマイナンバーによって生業扶助の受給の有無を確認することとした場合、こうしたケースでは生徒本人の生業扶助の情報の確認が不可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

御提示いただいた対応では、支障を解消することは困難と考える。

生徒本人のマイナンバーを取得することを可能とすると、申請時には行政及び申請者とも生業扶助情報が紐づいている世帯員が判別できないため、生業扶助を受給していない生徒のマイナンバーを取得する可能性があり、不要な者のマイナンバーを取得してしまうことになりかねない。（マイナンバー法の趣旨に反する可能性がある。）

また、不要なマイナンバーを取得しないために、親権者のマイナンバーで情報照会した結果、生業扶助の確認が取れなかった場合に、追加で生徒のマイナンバーを提出してもらい情報照会することは、審査期間の長期化につながり奨学のための給付金の支給時期が遅くなってしまい、申請者の負担の増加につながる。

さらに、生活保護世帯は、一般的に奨学のための給付金の他、「高等学校等就学支援金」を申請する。本年の提案募集で、本県が「就学支援金事務」において親権者のマイナンバーを利用して生活保護情報を取得できるよう提案したところ、提案の実現に前向きな回答をいただいている。

親権者に生業扶助情報が紐づけられる利点として、「就学支援金事務」で取得した親権者のマイナンバーを本事務でも活用することが可能となり、行政及び申請者の負担を軽減できることが見込まれる。

以上のことから、本県では親権者（世帯主）及び生徒本人のマイナンバーを取得することを可能とする措置について希望しない。

なお、生活保護法上の世帯分離の事例を挙げられているが、世帯主（親権者）と生徒本人（高校生）の世帯分離は、世帯主に稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない場合等に認められる、極めて例外的な取り扱いであり、世帯分離を受けている事例はほぼないと考える。例外的な取扱いである世帯分離を理由に一律紐づけを行わないのは消極的な理由に過ぎない。申請者及び行政の負担軽減の積極的な実現を図るべきである。

今年度の「骨太の方針」において、申請書類の可能な限りの縮減を含め、デジタル化の加速が最優先課題と位置付けられている。

本提案もデジタル化を加速するものと考えている。行政（福祉・教育）、また申請者の負担軽減に資するよう、積極的な検討を求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各府省からの第2次回答

生業扶助として支給される費用には、「高等学校等就学費」以外にも「生業費」、「技能習得費」等があり、親権者が「技能習得費」、生徒が「高等学校就学費」をそれぞれ受けている世帯もあるため、それらの混同を避けることが必要である。このため、「高等学校等修学費」の情報について、親権者のみに紐付けることは困難と考えている。

また、親権者と生徒が別居をしている場合、生徒が「高等学校等就学費」を受給していても、親権者は生活保護を受給していないケースがある。この場合、親権者のマイナンバーでは受給状況を確認することが出来ないため、高校生等奨学給付金の認定においては、親権者ではなく生徒本人の状況を確認する必要がある。

こうした状況を踏まえ、「高等学校等就学費」のマイナンバー利用については、生徒本人のマイナンバーを用いて情報を照会する運用を着実にを行うため、厚生労働省においては、「高等学校等就学費」の情報の生徒本人への紐付けを確実にを行うよう各自治体に周知し、文部科学省においては、高校生等奨学給付金について、生活保護世帯として申請をする場合は、マイナンバーで確認する場合であっても、生活保護受給証明書で確認する場合であっても、生徒本人の受給状況を確認するよう、手引き等を改めることとする。

なお、就学支援金事務において収集したマイナンバーカードの写し等はあくまで当該事務の手続きのために得られたものであり、奨学給付金事務に流用することは認められない（ただし、両事務の申請を、同じ窓口で同時に受け付ける場合において、あらかじめ利用目的を明らかにした上で両事務に兼ねるものとして収集することは可能。）。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(15) 高校生等奨学給付金

高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助（高等学校等就学費）の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引き」（平26 文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）